

寒川町奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

寒川町教育委員会委員長 杉崎多恵子

寒川町教育委員会規則第3号

寒川町奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町奨学金貸与条例施行規則(昭和45年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた教育委員会の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る教育委員会の不作為に係るものについては、なお従前の例による。